

1 競技場の使用料

使用区分		午後５時から午後９時までの使用料の額	午後１時から午後９時までの使用料の額	午前９時から午後９時までの使用料の額	午前９時から午後９時までの間に、時間を分けて使用する場合は、１時間当たりの使用料の額	午前９時から午後９時の間に、時間を分けて使用する場合は、１時間当たりの使用料の額
基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）	専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合					
	学校、競技協会、教育委員会その他教育関係団体（以下「学校等」という。）	11,510円	17,270円	25,910円	3,440円	3,440円
	学校等以外のもの					
	入場料を徴収する場合					
	学校等	30,640円	46,090円	69,130円	9,200円	9,200円
	学校等以外のもの	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額	入場料の最高額の10倍に相当する額
アマチュアスポーツ以外の場合	入場料を徴収しない場合					
	入場料を徴収する場合					
	入場料を徴収する場合					
	入場料を徴収する場合	46,090円	69,130円	103,700円	13,810円	13,810円
	入場料を徴収する場合	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の90倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額

附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用の場合	5,750円	8,630円	13,010円	1,710円	1,710円
	第2トレーニングルーム 専用使用の場合	1,830円	2,870円	4,130円	560円	560円
	記録放送室及び 放送機器	1,830円	2,870円	4,130円	560円	560円
	大型映像装置					
	アマチュアスポーツの場合	21,780円	33,270円	49,900円	6,650円	6,650円
	アマチュアスポーツ以外の場合	65,340円	99,820円	149,730円	19,960円	19,960円
	会議室	1,830円	2,870円	4,130円	560円	560円
	特別会議室	3,790円	5,750円	8,630円	1,130円	1,130円

備考

- この表の第5欄及び第6欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
 - 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する 場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する 場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	910円	910円
学校等以外のもの	1,830円	1,830円
アマチュアスポーツ以外の場合	3,680円	3,680円

備考

- この表の第2欄及び第3欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
 - 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園施設の名称	使用区分		種類	使用料の額
競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）	専用使用でない場合		
		生徒及び児童	160円券（11枚）	1,600円
		一般	340円券（11枚）	3,400円
	附属施設	第1トレーニングルーム		
		専用使用でない		

		場合 生徒	160円 券 (11枚)	1,600円
		一般	340円 券 (11枚)	3,400円
		第2トレーニング ルーム		
		専用使用でない 場合		
		生徒	160円 券 (11枚)	1,600円
		一般	340円 券 (11枚)	3,400円
補助競技 場	専用使用でない場合			
	生徒及び児童		60円 券 (11枚)	600円
	一般		110円 券 (11枚)	1,100円

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区分	単価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	17,270円
	サッカー用器具	一式1回	3,440円
	ラグビー用器具	一式1回	3,440円
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	11,510円
	サッカー用器具	一式1回	1,130円